

別表（第7条関係）

## 大山圏域魅力向上補助金審査基準

審査に当たっては、事業ごとに、以下の項目に主眼を置いた審査を行う。

項目	得点	加重	内 容
1 地域性	5点	× 1	○地域住民の参加が期待でき、若しくは運営に参画しやすい事業である。 ○地域資源や地域の魅力を活用し、向上させる事業である。
2 公益性	5点	× 1	○地域振興への高い効果が見込まれる事業である。 ○文化・教育、産業活動を支援する事業である。
3 計画の実現性	5点	× 1	○活動団体や住民が、実施体制を整え、取組を主体的に行うとともに、熱意が感じられる事業計画である。
4 補助金の有効活用	5点	× 2	○事業内容、予算規模が適正で、費用に対し、より高い効果が生じるよう工夫されている。 ○事業推進の過程で大山振興の担い手となる人材の確保、育成を図るものである。
5 自主性・自立性	5点	× 2	○一過性の事業でなく、次年度以降も事業が自立的に継続・発展していくことが期待できる事業である。 ○事業内容に対して受益と負担のバランスをとるなど、事業の継続・発展に向け、自主財源の確保を図っている。（適切な参加者負担を求めている。）
6 事業目的	5点	× 3	○伯耆国「大山開山1300年祭」や大山圏域の魅力等の県内外への情報発信を促進する取組、また、県外からの誘客について高い効果が期待できるものである。
合計	30点	50点	

※以下に掲げるような事業は採択しない。

- ・審査員の評価点（加重後）の合計点の平均が6割（30点）に満たなかったもの。ただし、合計点の平均が6割（30点）に満たなかったものであっても、審査員（個人）の合計点について、過半数の審査員が6割（30点）以上となっているものは採択も可能とする。
- ・事業効果が個人的な範囲であるものや地域が限られるもの。
- ・公序良俗に反するもの。
- ・宗教的又は政治的意図を有するもの（伯耆国「大山開山1300年祭」に関するものを除く。）。